



第57号

発行／水戸翔合同法律事務所

〒310-0062 水戸市大町3-1-24 はばたきビル
TEL.029-231-4555 (代表) FAX.029-232-0532
http://www.habataki-lo.jp/

「共謀罪」の強行採決に抗議する！！
老朽化した東海第二原発の再稼働反対！

暑中お見舞い！
夏—あじさい—

所長 弁護士 谷 萩 陽 一

法務委員会の審議途中にもかかわらず、参院本会議を夜通し開いて採決を強行するという異常なやりかたで共謀罪が成立しました。「共謀」の立証のために捜査権が濫用され、物言う市民が監視され、萎縮効果をもたらしすることが懸念されます。

安倍首相は、これまでも、秘密保護法、安保法制(戦争法)と、国民の広範な反対を押し切つて悪法を強行してきました。首相と総裁を使い分けて、今年中に憲法改正を提案するとまで発言しています。

他方で、森友学園、加計学園など首相周辺の疑惑の解明は不十分のまま。沖縄では民意を無視して基地建設を強行。「付度」という言葉が流行るよう

に、役人もマスコミも「官邸」の顔色を伺う。このような首相がいつまで続くのかと恐ろしくなります。

しかし、かつて圧倒的な人気を誇った小泉首相も、結局はその改革のひずみに対する国民の不満や怒りが政権交代に結びつきました。この国が民主主義国家であり続けるためにも、諦めることなく、萎縮することなく声を上げていきたいと思っています。

今年は県知事選挙があります。当事務所では、市民オンブズマン活動、八ッ場ダム訴訟、霞ヶ浦導水訴訟、東海第二原発訴訟など、県政にかかわる問題にも取り組んできました。六期も続いた橋本県政を変える年にするため、幅広い方たちと手を結んでいきたいと思っています。

当事務所では、このたび新人の三村悠紀子弁護士を迎えました。待望の女性弁護士であり、すでに大活躍しています。新しい活力を得て、ますます皆さまのお役に立てるよう所員一同努めて参りますので、よろしくお願い申し上げます。

「千波湖の花火」

撮影：川上 一さん (茨城町在住)

弁護士 谷 萩 陽 一
弁護士 安 江 祐
弁護士 佐 藤 大 志
弁護士 五 来 則 男
弁護士 丸 山 幸 司
弁護士 木 南 貴 幸
弁護士 三 村 悠 紀 子
事務局 同



東京新聞記事

これまで「30年運転+10年ごと延長申請」とされていた運転期間は、福島原発事故を受け、原則40年廃炉と定められました。一方で「運転延長申請」をし、「特別な審査を

東海第二原発は、稼働から38年目を迎えます。2014年5月に行われた適合性（再稼働）審査申請は、規制委員会が特別チームを組んで毎週会合を行うなど、ここへきて審査をスピードアップさせています。これは運転延長の申請期間が、今年8月28日～11月28日までと決まっているためと推測されます。

東海第二原発をめぐる状況

東海第二原発は再稼働させない 止めるのは今!!

弁護士 丸山 幸司

経た「原発は一回に限り最長20年の延長運転が可能とされています。

東海第二原発を運営する日本原電の村松衛社長は、会社の決定ではないとしながらも「運転延長申請したい」と表明し、本年5月19日からは延長申請のための特別点検が行われています。

老朽原発かつ被災原発である東海第二原発の運転延長、そして再稼働を止められるか？今年は大変重要な年となっています。

東海第二原発 運転差止訴訟

2012年7月に提訴した裁判について、本年7月20日第18回目の期日が行われました。原告側はこの間、原発事故による暮らしや地域コミュニティの破壊など被害論、震災時の東海第二原発のプラントデータの欠落や異常について主張し、最近では、老朽化問題について注力しています。

1970年代に稼働したBWR（沸騰水型）原発は、東海第二以外は既に廃炉になって



おり、適合性審査を申請したのは東海第二だけです。

茨城大学の調査によれば、周辺住民は「老朽化した原発を使い続けることは危険」と考えており、日本原電主催の住民説明会でも「高経年劣化」について数多く質問がなされています。

老朽化は非常に深刻で、弁護団は、原子炉周辺機器のひび割れや腐食による減肉、内部部品の脱落などを指摘しています。加えてトラブル発生頻度も高く、このような原発を再稼働させようとは狂気の沙汰です。

再稼働ストップを目指し、仮処分申立、証人尋問など勝訴判決獲得へ向けた動きを強化していきます。

次回裁判は10月26日午前10時30分から水戸地裁で行われます。

旧動燃(原研) 不当差別 是正訴訟

弁護士 五来 則男



追加提訴した今井さん・川上さん

旧動力炉・核燃料開発事業団（現在「日本原子力研究開発機構」、略称「原研」に改組）に長年勤務して差別を受けてきた方達がその差別是正を求めた訴訟は、被告原研から、同期同学歴の職員の職務の級及び号や本給額の推移を示すデータが開示されました。それによって旧動燃の敵

対者と認定された原告らだけが著しく低い位置に留め置かれたことが明確になりました。また本年3月には2名の方が追加提訴して原告は6名に拡大しました。

今後は差別の実態を具体的に明らかにする証人尋問が、本年後半から来年にかけて行われる予定です。原告団と弁護団は、充実した尋問ができるように現在力を注いでいるところです。次回裁判は8月31日（木）午後2時30分からです。裁判の傍聴など皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。



高野さん

椎名さん

菅原さん

小松崎さん

再稼働阻止

～党派を超えた連帯の力で～

事務局 花山 知宏

* 2つの署名運動

5団体で構成する署名実行委員会が進めてきた東海第二原発の『運転延長申請反対』『安全協定の見直しを求める』2つの署名は、本年1月に第3次提出を行いました（累計4万5519筆、4万2605筆）。

署名提出行動と並行し、近隣6市村の首長と面談を行い、3月には日本原電の「安全協定案」には

同意しないよう、各自治体首長や担当課に申し入れました。本年9月の最終署名提出をもって、同署名運動は終了となります。本ニュースに同封いたしますので、ご協力のほどお願いいたします（8月末日メ切）。

* 県知事選へ向けて

茨城県庁北側で毎週金曜日に行われている日本原電前金曜抗議行動は、240回を超えました。東海村近郊のみならず、県内の再稼働反対を訴える市民活動は活発です。8月26日には県内の脱原発グループが共同し「8.26原発いらない茨城アクション」として、東海第二原発前で人間の鎖（ヒューマンチェーン）を行うことが予定されています。

こうした市民活動の流れの中で、8月27日投票の茨城県知事選挙では、原発再稼働に反対する知事候補の擁立が求められてきました。茨城県市民連合などの要請を受けて、鶴田真子美さんが立候補を予定し活動を開始しています。

30km圏内に100万人が暮らす東海第二原発。実効性のある避難計画は作れません。野党共闘の力で、県民を、故郷を守る県知事を実現したいものです。皆さまのご支援をお願いいたします。

終活 はじめてみませんか？

弁護士 三村 悠紀子

近年、家族信託の法整備が図られました。この制度は、将来、自分では財産の管理や処分を直接行うことができなくなった場合のために、信頼する家族（受託者）に、自分の希望する財産の管理の仕方や資産の承継先を指定して、財産管理を任せることができる制度です。委託した人の意思や希望を最大限生かせる手段となることを狙いに整備されました。

他にも本人の意思を遺族に伝える手段として、遺言制度が法律上整備されています。

このように、本人の意思を家族に伝える制度や、財産管理を信頼できる人に委託する制度が設計された理由は、本人の意思の尊重にあることはもちろん、残された家族が相続手続きや相続の争いで困らないようにすることも目的とされています。

WHOの2016年版世界保健統計によると、2015年の日本人の平均寿命は83.7歳であり、今や日本は世界一を誇る長寿国となりました。

元気な状態で人生の終わりを迎えることができれば大きな問題は起きませんが、もしも、重い病気にかかり余命宣告を受けたら、認知症が発症したら…。

そんなときに、正常な判断で、自分の思いや相続のことを家族や大切な人に伝えられるでしょうか？自分の財産を正常な管理の下で家族や大切な人に引き継ぐことができるのでしょうか？

何の準備もしていない状態で「もしも」のことがあった場合、

残された家族は、故人の願いがわからず不安な日々を送ることになるかもしれませんし、残された家族の間で遺産の相続についてもめごとが起こるかもしれません。

残された家族が困らないようにするために、「終活」をはじめてみませんか？

相続セミナーのお知らせ

『終活』はじめてみませんか？

2017年10月14日(土)

- ☐ 午後2時～（受付開始 午後1時30分）
- ☐ 茨城県立青少年会館（水戸市緑町）

事前にできる相続対策をはじめとした多く寄せられる相続に関する疑問点について解説します。

当日の質問も受け付けますので奮ってご参加下さい。

※ 詳細は同封のチラシをご覧ください。



財産管理を 他者に託す手段

後見・委任

- ・任意の財産管理
- ・死後事務にかかる財産管理

本人の意思を 遺族に伝える手段

遺言

- ・遺言相続
- ・遺贈
- ・負担付遺贈

信託

- ・遺言信託、遺言代用信託、後見制度支援信託
- ・受益者連続信託（民法の相続ではできない、後継ぎ遺贈型承継が信託では可能!）

民法が改正されました 120年ぶりの大改正

弁護士 安江 祐

共謀罪や森友・加計学園問題などが論議された今回の国会で、私たちの生活にも関わる売買や賃貸借などの契約のルールを定めた民法の債権に関する規定が大幅に改正されました。債権法の大幅見直しは120年ぶりだそうです。経済や社会情勢の変化に対応するための法改正とされています。

例えばインターネット通販を利用する場合、詳細な条項を定めた約款が画面に現れ、「同意する」にチェックを入れないと先に進めないことがよくあります。約款を全部きちんと読んで理解している人はそう多くないと思いますが、「同意する」とした以上、約款の内容で契約をしたこととなり、中に予想に反して自分に不利な内容が含まれていたとしても、原則的にそれに従わなければならないことになります。今回の改正では「定型取引」という類型を定め、事前に約款を契約内容とすることを示していれば、その内容で契約が成立するとした上で、相手方に一方的に不利になる

ような内容については契約の内容に組み込まないことにし、消費者の保護を図ろうとしています。

また、アパートを借りる際に預ける敷金については、これまで民法上は特に具体的な定めがなく、その返還をめぐるトラブルも多くありましたが、今回の改正で、敷金返還のルールを定めたほか、物件の経年変化に伴う損耗は借主に修繕義務がないことが明記されています。

その他、現行民法が定める短期消滅時効制度が廃止され5年に統一されたり、事業用の借入れの保証人になる際には公証人による意思確認が必要とされたり、現在5%とされている民事法定

利率が3%に下がるなど、その改正ポイントは多岐にわたります。

私たちの生活にも大きく関わってくるだけに、今回改正された民法が施行されるのは3年後の2020年が目途とされています。

施行までまだ少し時間がありますので、当事務所でも、事務所ニュースやホームページなどで今回の改正の要点についてわかりやすく解説していきたいと考えています。

民法改正による変化

約款



ネットの
旅行
取引

消費者保護
規定の新設

消滅時効の期間



飲食代
友人への貸金
1年 10年

原則5年に
統一

賃貸住宅



敷金の
定めなし

敷金・修繕
のルール
新設

その他

- ①法定利率
- ②保証人
- など

①年率3%
②公証人による
意思確認

みむらゆきこ

三村悠紀子弁護士が入所しました。

今年度より入所いたしました、三村悠紀子と申します。

「困っている人の助けになりたい」との思いから弁護士を志し、多種多様な分野で人の助けになれる当事務所に魅力を感じ、入所を決意しました。

入所後は、先輩弁護士の法律相談や裁判、打ち合わせを見学して、仕事の進め方や裁判の際の手順を学んだり、作成した書面を添削いただいて書面作成の作法を学んだり、日々のお話の中で事件に取り組む姿勢を学んだり、充実した日々を過ごして参りました。

弁護士として備えるべき知識・技能と



三村悠紀子弁護士

三村弁護士
紹介と交流のつどい



三村弁護士 佐藤 大志

本年2月10日、当事務所に入所した三村弁護士を紹介し、皆さまと交流を図る集いを開催しました。当事務所としては設立30周年記念以来の集いとなり、日頃から事務所を支えてくださっている皆さんの皆さまと久しぶりに親しく懇談することができました。

三村弁護士は、水戸で司法修習を終えたばかりの新人弁護士であり、待ち望んだ初の女性弁護士です。三村弁護士の入所によって、当事務所は弁護士7名の体制となるため、皆さまから寄せられる法律的なご相談や紛争の解決に、ますます幅広い分野で寄与できることになると存じます。

今後とも三村弁護士への温かいご支援とご指導をお願いいたします。

幼い頃に集団で受けた
予防接種が原因では？

— B型肝炎給付金のご案内 —

2011年6月の基本合意から6年が経過しました。B型肝炎訴訟茨城弁護団が担当した裁判も原告が200人を超え、これまでに130人の方が給付金を受け取っており、その他の方も順次和解予定です。しかしながら全国に約40万人以上と言われる対象者のうち、裁判を起こすことができたのは約1割の方にとどまっています。

提訴に至っていない方の大半は、検査の機会が無い、ご自身が持続感染者（キャリア）であることに気付いていない方です。これまでに検査を受けられていない方は、給付金制度があるうちに、ぜひ受けられることをお勧めします。

無料相談会のご案内チラシを同封いたしますのでご覧ください。

◆ご相談専用ダイヤル

029-226-3925

◆受付時間

平日 10:00~12:00
13:00~17:00

◆ホームページ

<https://www.bkan-ibaraki-ben.com/>



編集後記

No.57 August 2017

今回のニュースには、各種署名用紙とともに、はばたき友の会共催の相続セミナーのお知らせを同封しています。今後は、皆さまの生活に役立つ法律セミナーを定期的に開催していければと思いますので、「これが聞きたい」というテーマをお寄せいただければ幸いです。

(弁護士 木南 貴幸)



INFORMATION

— インフォメーション —

事務所法律相談

法律問題全般を幅広く取り扱っております。予約制になっておりますので、お電話にてご予約ください。

●民事 ●家事（離婚・相続・後見・遺言） ●交通事故 ●労働 ●債務整理

●刑事 ●医療過誤 ●その他

交通事故・債務整理の初回相談料無料

その他につきましては、1回30分~1時間5,000円+消費税となります。
(医療過誤等の複雑な事案の場合、10,000円+消費税をいただくこともあります。)

※みなさまにお気軽にご相談いただけるよう、今回『無料相談カード』を同封させていただきました。身近なことから専門的分野まで対応致しますので、この機会にぜひご活用ください。

外部法律相談

県内各地での出張法律相談を行っております。各地での相談日・相談会場及び予約については、下記窓口にお問合せ下さい。

◎日立民主商工会

日立市鮎川町6-18-7

TEL.0294-37-2160

◎鹿行民主商工会

神栖市奥野谷7815-2

TEL.0299-96-7371

◎日本共産党東部地区委員会

水戸市上水戸2-6-21

TEL.029-221-7441

◎日本共産党西部地区委員会

筑西市玉戸31-1

TEL.0296-25-6511

事務所ホームページ

事務所ホームページはこちらから！

水戸はばたき

検索

<http://www.habataki-lo.jp/>



法律相談予約・お問合せ

TEL. 029-231-4555

平日 9:30~17:30 ※土日祝日は休業となります。

ぜひご入会
ください！

はばたき友の会のご案内

事務所のこれまでの経験と運動を継承・発展させ、事務所と市民、諸運動がより連帯を強め共に支え合う組織として設立されました。『楽しく』『ためになる』企画もりたくさんです。入会のお申込みは、事務所内友の会事務局までお願いいたします。

◎年会費は1口1,500円（個人会員のみのみ）です。

◎会員の方に無料法律相談カードを発行しております。

◎ニュースの発行、会員相互の親睦を深めるレクリエーション企画を行います。
(バーベキュー・ボウリング・日帰りバス旅行等)

◎身近な問題の勉強会やセミナーの開催などを行います。